



愛媛県報

発行 愛媛県

令和2年6月16日火曜日 第114号

◇ 目 次 ◇

指定自立支援医療機関の指定.....	(障がい福祉課) ...	464
地籍調査事業計画の公表.....	(農政課) ...	464
土地改良事業の工事の完了.....	(農地整備課) ...	465
肥料登録証の記載事項の変更の届出.....	(農産園芸課) ...	465
保安林の指定の解除(2件).....	(森林整備課) ...	465
保安林の指定施業要件を変更する旨の通知に係る掲示(3件).....	(") ...	465
保安林の指定施業要件を変更する件に係る掲示.....	(") ...	467
漁業の許可又は起業の認可の申請期間.....	(水産課) ...	468
公共測量の実施の通知.....	(道路維持課) ...	468
指定居宅サービス事業者の指定.....	(東予地方局地域福祉課) ...	468
指定介護予防サービス事業者の指定.....	(") ...	468
指定居宅サービス事業の廃止.....	(") ...	468
指定介護予防サービス事業の廃止.....	(") ...	468
介護医療院の開設の許可.....	(") ...	469
土地改良区の定款変更の認可.....	(中予地方局農村整備第一課) ...	469
建設業者の許可の取消し.....	(中予地方局管理課) ...	469
土地改良区役員の就退任の届出.....	(南予地方局農村整備課) ...	469

公 告

登録販売者試験の実施.....	(薬務衛生課) ...	470
職業訓練指導員試験の実施.....	(労政雇用課) ...	470

告 示

○愛媛県告示第690号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

令和2年6月16日

愛媛県知事 中村時広

名 称	所 在 地	開設者の氏名又は名称	担当しようとする医療の種類	指定年月日
れんげ堂薬局みつばち店	西条市周布341番2	有限会社 れんげ堂	薬局（育成医療・更生医療）	令和2年6月1日
樽屋おかもと薬局	今治市馬越町1丁目2番29号	有限会社 岡本薬局	薬局（育成医療・更生医療）	令和2年6月1日

○愛媛県告示第691号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項に規定する令和2年度の事業計画を、令和2年5月26日次のとおり定めた。

令和2年6月16日

愛媛県知事 中村時広

調査を行う者の名称	調査地域	調査期間	摘 要
松山市	西垣生地区（南部）	令和3年3月31日まで	地籍調査
	玉谷地区	〃	〃
	藤野地区	〃	〃

今治市	城山地区	〃	〃
	神次郎地区	〃	〃
	立花町2丁目等6単位区域	令和3年3月31日まで	地籍調査
宇和島市	立花町1丁目等3単位区域	〃	〃
	郷六ヶ内町3丁目等4単位区域	〃	〃
宇和島市	下畑地の第10	令和3年3月31日まで	地籍調査
	高串の第5	〃	〃
	高串の第6	〃	〃
	高串の第7	〃	〃
宇和島市	高串の第8	〃	〃

八幡浜市	日土町5番耕地の一部 白浜地区の一部 浜田町・大正町	令和3年3月31日まで " "	地籍調査 " " (概況調査)
新居浜市	光明寺の一部 久保田町一丁目・ 久保田町二丁目	令和3年3月31日まで " "	地籍調査 " (概況調査)
西条市	荒川の一部・黒瀬 の一部 千町の第一・藤之 石の第一	令和3年3月31日まで " "	地籍調査 "
大洲市	宇津第5計画区 宇津第6計画区 菅田第4計画区 菅田第5計画区 菅田第6計画区	令和3年3月31日まで " " " " "	地籍調査 " " " " "
四国中央市	川滝町下山・領家 5 富郷町津根山2 金生町山田井11 富郷町津根山3 富郷町津根山4 川滝町下山・領家 6 金生町山田井12	令和3年3月31日まで " " " " " "	地籍調査 " " " " " "
松前町	浜(新立)第1地 区	令和3年3月31日まで	地籍調査

○愛媛県告示第692号

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第113条の3第3項の規定により公告する。

令和2年6月16日

愛媛県知事 中村時広

土地改良事業の名称	土地改良事業の施行に係る地域	土地改良事業の工事の完了年月日
農業用排水施設整備事業	東大洲地区(大洲市)	令和2年5月14日

○愛媛県告示第693号

肥料取締法(昭和25年法律第127号)第13条第1項の規定により、次のとおり肥料登録証の記載事項の変更の届出があった。

令和2年6月16日

愛媛県知事 中村時広

登録番号	生産業者の氏名又は名称及び住所	変更前	変更後	変更年月日
愛媛県第1236号	愛媛県漁業協同組合 愛媛県松山市二番町四丁目6番地2	うわうみ漁業協同組合 愛媛県宇和島市築地町2丁目5番18号	愛媛県漁業協同組合 愛媛県松山市二番町四丁目6番地2	令和2年4月1日
愛媛県第1267号	愛媛県漁業協同組合 愛媛県松山市二番町四丁目6番地2	遊子漁業協同組合 愛媛県宇和島市遊子2548番地	愛媛県漁業協同組合 愛媛県松山市二番町四丁目6番地2	令和2年4月1日

○愛媛県告示第694号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和2年6月16日

愛媛県知事 中村時広

- 1 解除に係る保安林の所在場所

- 今治市玉川町龍岡上字石ヶ内奥丁182の2、丁182の3
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
道路用地とするため

○愛媛県告示第695号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和2年6月16日

愛媛県知事 中村時広

- 1(1) 解除に係る保安林の所在場所
今治市玉川町龍岡上字石ヶ内奥丁189の4、丁189の5
- (2) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- (3) 解除の理由
道路用地とするため
- 2(1) 解除に係る保安林の所在場所
今治市玉川町龍岡上字石ヶ内奥丁189の4、丁189の5
- (2) 保安林として指定された目的
公衆の保健
- (3) 解除の理由
道路用地とするため

○愛媛県告示第696号

保安林の指定施業要件を変更する旨の通知(令和2年2月愛媛県告示第122号)に係る通知の相手方又はその所在が不明であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、その通知の内容を久万高原町役場の掲示場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

令和2年6月16日

愛媛県知事 中村時広

- 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び不明又は所在が不明である通知の相手方

保安林の所在場所	不明又は所在が不明である通知の相手方	備考
上浮穴郡久万高原町(次の図に示す部分に限る。)	上浮穴郡中津村大字黒藤川3181番地 赤松照蔵	森林所有者
上浮穴郡久万高原町(次の図に示す部分に限る。)	上浮穴郡久万高原町黒藤川3181番地 赤松類太	森林所有者
上浮穴郡久万高原町(次の図に示す部分に限る。)	上浮穴郡中津村大字黒藤川3190番地 天野音市	森林所有者
上浮穴郡久万高原町(次の図に示す部分に限る。)	上浮穴郡柳谷村大字中津3610番地 石本肇	森林所有者
上浮穴郡久万高原町(次の図に示す部分に限る。)	上浮穴郡柳谷村大字中津6025番地 伊藤宗孝	森林所有者
上浮穴郡久万高原町(次の図に示す部分に限る。)	上浮穴郡柳谷村大字西谷甲118番戸 稲田元吉	抵当権者
上浮穴郡久万高原町(次の図に示す部分に限る。)	上浮穴郡中津村大字久主88番戸 井野與三次	森林所有者
上浮穴郡久万高原町(次の図に示す部分に限る。)	上浮穴郡中津村大字黒藤川199番戸 大野佐吉	森林所有者
上浮穴郡久万高原町(次の図に示す部分に限る。)	上浮穴郡美川村大字黒藤川3122番地 大野正美	森林所有者

上浮穴郡久万高原町(次の図に示す部分に限る。)	上浮穴郡柳谷村大字西谷69番戸 岡田 作太郎	担当権者
上浮穴郡久万高原町(次の図に示す部分に限る。)	松山市東石井町387番地 亀崎 美鈴	森林所有者
上浮穴郡久万高原町(次の図に示す部分に限る。)	上浮穴郡中津村大字黒藤川317番地 久保 福太郎	森林所有者
上浮穴郡久万高原町(次の図に示す部分に限る。)	松山市土居田町797-2 建設省	森林所有者
上浮穴郡久万高原町(次の図に示す部分に限る。)	上浮穴郡柳谷村大字西谷120番戸 竹内 武吉	担当権者
上浮穴郡久万高原町(次の図に示す部分に限る。)	松山市此花町8番29号 土岐 勝也	森林所有者
上浮穴郡久万高原町(次の図に示す部分に限る。)	上浮穴郡中津村大字黒藤川2620番地3 土岐 ヒチ代	森林所有者
上浮穴郡久万高原町(次の図に示す部分に限る。)	東京都大田区上池台二丁目36番2号 中谷 保	森林所有者
上浮穴郡久万高原町(次の図に示す部分に限る。)	上浮穴郡美川村大字黒藤川3124番地1 西田 勝	森林所有者
上浮穴郡久万高原町(次の図に示す部分に限る。)	上浮穴郡美川村黒藤川3559番地 西田 哲哉	森林所有者
上浮穴郡久万高原町(次の図に示す部分に限る。)	上浮穴郡柳谷村大字中津1097番地 西森 善明	森林所有者
上浮穴郡久万高原町(次の図に示す部分に限る。)	上浮穴郡美川村大字黒藤川3412番地 福田 榮	森林所有者
上浮穴郡久万高原町(次の図に示す部分に限る。)	松山市室町二丁目3番10号 藤岡 正利	森林所有者
上浮穴郡久万高原町(次の図に示す部分に限る。)	上浮穴郡久万高原町西谷880 古川 満春	森林所有者
上浮穴郡久万高原町(次の図に示す部分に限る。)	上浮穴郡久万高原町西谷812番地 細川 敏彦	森林所有者
上浮穴郡久万高原町(次の図に示す部分に限る。)	上浮穴郡中津村大字黒藤川40番地1 無限責任久主第一負債整理組合	担当権者
上浮穴郡久万高原町(次の図に示す部分に限る。)	上浮穴郡中津村大字黒藤川40番地1 無限責任久主第二負債整理組合	担当権者
上浮穴郡久万高原町(次の図に示す部分に限る。)	上浮穴郡中津村大字黒藤川40番地1 無限責任二箇負債整理組合	担当権者
上浮穴郡久万高原町(次の図に示す部分に限る。)	大阪市旭区新森小路北三丁目18番地 村上 勝清	森林所有者
上浮穴郡久万高原町(次の図に示す部分に限る。)	上浮穴郡中津村大字黒藤川209番戸 村上 吟八	森林所有者
上浮穴郡久万高原町(次の図に示す部分に限る。)	上浮穴郡中津村大字黒藤川3441番地 村上 頼太郎	森林所有者
上浮穴郡久万高原町(次の図に示す部分に限る。)	上浮穴郡柳谷村大字西谷199番戸 森岡 英太郎	担当権者

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び久万高原町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第697号

保安林の指定施業要件を変更する旨の通知(令和元年12月愛媛県告示第798号)に係る通知の相手方又はその所在が不明であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、その通知の内容を久万高原町役場の掲示場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

令和2年6月16日

愛媛県知事 中村 時広

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び不明又は所在が不明である通知の相手方

保安林の所在場所	不明又は所在が不明である通知の相手方	備考
上浮穴郡久万高原町(次の図に示す部分に限る。)	上浮穴郡中津村大字黒藤川 上西 佐源太	森林所有者
上浮穴郡久万高原町(次の図に示す部分に限る。)	上浮穴郡久万町大字直瀬甲977番地 大野 勝好	森林所有者
上浮穴郡久万高原町(次の図に示す部分に限る。)	松山市中村町四丁目12番23号 大野 實雄	森林所有者
上浮穴郡久万高原町(次の図に示す部分に限る。)	上浮穴郡久万町大字直瀬甲977番地 大野 福富	森林所有者
上浮穴郡久万高原町(次の図に示す部分に限る。)	尼崎市築地本町五丁目108番地 小川 長弘	森林所有者
上浮穴郡久万高原町(次の図に示す部分に限る。)	兵庫県芦屋市南宮町17番B-404号 小倉 勝信	森林所有者
上浮穴郡久万高原町(次の図に示す部分に限る。)	松山市久万ノ台1292番地 小倉 信一	森林所有者
上浮穴郡久万高原町(次の図に示す部分に限る。)	東大阪市福田298番地2 小倉 俊彦	森林所有者
上浮穴郡久万高原町(次の図に示す部分に限る。)	松山市小坂町447番地6 坂本 親信	森林所有者
上浮穴郡久万高原町(次の図に示す部分に限る。)	上浮穴郡美川村大字黒藤川2776番地 櫻井 未一	森林所有者
上浮穴郡久万高原町(次の図に示す部分に限る。)	上浮穴郡中津村大字黒藤川 竹下 岩太郎	森林所有者
上浮穴郡久万高原町(次の図に示す部分に限る。)	上浮穴郡中津村大字黒藤川2595番地 竹下 正一	森林所有者
上浮穴郡久万高原町(次の図に示す部分に限る。)	上浮穴郡中津村大字黒藤川 竹中 七太郎	森林所有者
上浮穴郡久万高原町(次の図に示す部分に限る。)	松山市此花町8番29号 土岐 勝也	森林所有者
上浮穴郡久万高原町(次の図に示す部分に限る。)	上浮穴郡美川村黒藤川2620番地3 土岐 義一	森林所有者
上浮穴郡久万高原町(次の図に示す部分に限る。)	上浮穴郡美川村大字黒藤川191番戸 土岐 惣次	森林所有者
上浮穴郡久万高原町(次の図に示す部分に限る。)	上浮穴郡中津村大字黒藤川191番戸 土岐 留内	森林所有者
上浮穴郡久万高原町(次の図に示す部分に限る。)	神戸市兵庫区材木町18番地1 長山 精介	森林所有者
上浮穴郡久万高原町(次の図に示す部分に限る。)	北条市辻367番地1 古川 順子	森林所有者
上浮穴郡久万高原町(次の図に示す部分に限る。)	松山市東石井町412番地2 松本 翠	森林所有者
上浮穴郡久万高原町(次の図に示す部分に限る。)	上浮穴郡美川村大字大川甲442番地 八柱神社	森林所有者

2 保安林として指定された目的
水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び久万高原町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第698号

保安林の指定施業要件を変更する旨の通知(令和元年12月愛媛県告示第798号)に係る通知の相手方又はその所在が不明であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、その通知の内容を久万高原町役場の掲示場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

令和2年6月16日

愛媛県知事 中村時広

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び不明又は所在が不明である通知の相手方

保安林の所在場所	不明又は所在が不明である通知の相手方	備考
上浮穴郡久万高原町(次の図に示す部分に限る。)	松山市小坂五丁目17番24号 井口将秀	森林所有者
上浮穴郡久万高原町(次の図に示す部分に限る。)	上浮穴郡弘形村大字大川甲35番地 石川政雄	森林所有者
上浮穴郡久万高原町(次の図に示す部分に限る。)	上浮穴郡弘形村大字大川甲46番地 猪森源次	森林所有者
上浮穴郡久万高原町(次の図に示す部分に限る。)	松山市小栗二丁目2番65号 猪森マサコ	森林所有者
上浮穴郡久万高原町(次の図に示す部分に限る。)	上浮穴郡弘形村大字大川甲42番地 大上ジツ	森林所有者
上浮穴郡久万高原町(次の図に示す部分に限る。)	上浮穴郡美川村有枝122番地 木山博史	森林所有者
上浮穴郡久万高原町(次の図に示す部分に限る。)	上浮穴郡弘形村大字大川甲45番地 古谷キクノ	森林所有者
上浮穴郡久万高原町(次の図に示す部分に限る。)	上浮穴郡弘形村大字大川甲45番地 古谷秀雄	森林所有者
上浮穴郡久万高原町(次の図に示す部分に限る。)	上浮穴郡弘形村大字大川甲45番地 古谷文次	森林所有者
上浮穴郡久万高原町(次の図に示す部分に限る。)	上浮穴郡弘形村大字大川甲46番地 正岡利代蔵	森林所有者

2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は択伐による。
久万高原町(次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所

在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び久万高原町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第699号

保安林の指定施業要件を変更する件(令和元年12月農林水産省告示第1586号)に係る通知の相手方又はその所在が不明であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、その通知の内容を久万高原町役場の掲示場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

令和2年6月16日

愛媛県知事 中村時広

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び不明又は所在が不明である通知の相手方

保安林の所在場所	不明又は所在が不明である通知の相手方	備考
上浮穴郡久万高原町(次の図に示す部分に限る。)	上浮穴郡中津村大字久主71番 戸朝倉治太郎	担当権者
上浮穴郡久万高原町(次の図に示す部分に限る。)	上浮穴郡柳谷村大字中津3970番地 阿部チイコ	森林所有者
上浮穴郡久万高原町(次の図に示す部分に限る。)	上浮穴郡中津村大字久主16番 戸大西傳吾	担当権者
上浮穴郡久万高原町(次の図に示す部分に限る。)	枚方市野村元町39番4号 大野博士	森林所有者
上浮穴郡久万高原町(次の図に示す部分に限る。)	上浮穴郡中津村大字久主2830番地 亀井要	担当権者
上浮穴郡久万高原町(次の図に示す部分に限る。)	清水兼吉	森林所有者
上浮穴郡久万高原町(次の図に示す部分に限る。)	上浮穴郡中津村大字黒藤川18番 戸竹下岩太郎	森林所有者
上浮穴郡久万高原町(次の図に示す部分に限る。)	上浮穴郡美川村大字黒藤川25番 95番地 竹下正一	森林所有者
上浮穴郡久万高原町(次の図に示す部分に限る。)	上浮穴郡中津村大字黒藤川25番 78番地 竹下柳吉	森林所有者
上浮穴郡久万高原町(次の図に示す部分に限る。)	上浮穴郡中津村大字黒藤川26番 06番地 竹崎カメ	森林所有者
上浮穴郡久万高原町(次の図に示す部分に限る。)	上浮穴郡中津村大字久主33番地 西森喜市	森林所有者
上浮穴郡久万高原町(次の図に示す部分に限る。)	上浮穴郡中津村大字久主38番 戸西森清弥	担当権者
上浮穴郡久万高原町(次の図に示す部分に限る。)	上浮穴郡中津村大字黒藤川40番地 1保証責任中津村信用販売購買利用組合	担当権者
上浮穴郡久万高原町(次の図に示す部分に限る。)	上浮穴郡柳谷村大字中津4000番地 山内清	森林所有者

2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所

在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び久万高原町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第700号

愛媛県漁業調整規則(昭和43年愛媛県規則第22号)第8条第2項(同規則第21条第3項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、宇和海を操業区域とする小型機船底びき網漁業の許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和2年6月16日

愛媛県知事 中村時広

許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和2年6月16日から29日まで

○愛媛県告示第701号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、松山河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和2年6月16日

愛媛県知事 中村時広

- 1 作業種類 公共測量(用地測量)
- 2 作業期間 令和2年6月1日から7月31日まで
- 3 作業地域 愛媛県松山市西垣生町

○愛媛県告示第702号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定した。

令和2年6月16日

愛媛県東予地方局長 齊藤直樹

指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	指定居宅サービス事業所		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
医療法人弘仁会	介護医療院共立病院	愛媛県西条市三津屋南9番10	令和2年4月1日	通所リハビリテーション
医療法人弘仁会	介護医療院共立病院	愛媛県西条市三津屋南9番10	令和2年4月1日	短期入所療養介護

○愛媛県告示第703号

介護保険法(平成9年法律第123号)第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者を指定した。

令和2年6月16日

愛媛県東予地方局長 齊藤直樹

指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名	指定介護予防サービス事業所		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
医療法人弘仁会	介護医療院共立病院	愛媛県西条市三津屋南9番10	令和2年4月1日	介護予防通所リハビリテーション
医療法人弘仁会	介護医療院共立病院	愛媛県西条市三津屋南9番10	令和2年4月1日	介護予防短期入所療養介護

○愛媛県告示第704号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり指定居宅サービス事業を廃止する旨の届出があった。

令和2年6月16日

愛媛県東予地方局長 齊藤直樹

指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	指定居宅サービス事業所		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
医療法人竹内外科胃腸科	竹内外科 訪問看護ステーション	愛媛県今治市立花町三丁目6番36号	令和2年3月31日	訪問看護

○愛媛県告示第705号

介護保険法(平成9年法律第123号)第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり指定介護予防サービ

ス事業を廃止する旨の届出があった。

令和2年6月16日

愛媛県東予地方局長 齊藤直樹

指定介護予防サービス事業者の 名称又は氏名	指定介護予防サービス事業所		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
医療法人竹内外科胃腸科	竹内外科 訪問看護ステーション	愛媛県今治市立花町三丁目6番36号	令和2年3月31日	介護予防訪問看護

○愛媛県告示第706号

介護保険法（平成9年法律第123号）第107条第1項の規定により、次のとおり介護医療院の開設を許可した。

令和2年6月16日

愛媛県東予地方局長 齊藤直樹

介護医療院の開設者の 名称又は氏名	介護医療院		許可年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
医療法人弘仁会	介護医療院共立病院	愛媛県西条市三津屋南9番10	令和2年4月1日	介護医療院

○愛媛県告示第707号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、松山市斎院樋川土地改良区の定款の変更を認可した。

令和2年6月16日

愛媛県中予地方局長 東公弘

○愛媛県告示第708号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

令和2年6月16日

愛媛県知事 中村時広

許可番号	許可年月日	商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取消年月日	取り消した建設業の種類	取消しの原因となった事実
(般-28)第17807号	平成28年10月11日	植田建装	植田 潤治	松山市小栗1-5-4-1	令和2年5月28日	塗装工事業	建設業の廃止(法人成り)
(般-28)第17704号	平成28年4月22日	竹村設備	竹村 智栄	松山市勝岡町284	令和2年5月29日	管工事業	建設業の廃止(法人成り)

○愛媛県告示第709号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、津島町中央土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

令和2年6月16日

愛媛県南予地方局長 河瀬利文

就任

役員の種類	氏名	住所
理事	武田誠樹	宇和島市津島町下畑地甲1283-3
"	木田守一	宇和島市津島町浦知427
"	山本湧太	宇和島市津島町近家1112-7
"	山下保志	宇和島市下波3755
"	魚崎泰郎	宇和島市津島町北灘乙1912
"	河野昌朋	宇和島市吉田町白浦1439
"	坂本順作	宇和島市津島町岩松1905
"	清家茂	宇和島市津島町近家甲253
"	細川陽一	宇和島市津島町北灘丁1208

監事	氏名	住所
"	藤岡功	宇和島市津島町上畑地甲327
"	梅村健則	宇和島市津島町近家甲209-18

退任

役員の種類	氏名	住所
理事	藤岡功	宇和島市津島町上畑地甲327
"	武田誠樹	宇和島市津島町下畑地甲1283-3
"	木田守一	宇和島市津島町浦知427
"	細川陽一	宇和島市津島町北灘丁1208
"	山本俊幸	宇和島市津島町近家1112-7
"	坂本順作	宇和島市津島町岩松1905
"	松本武雄	宇和島市津島町山財6525
"	清家茂	宇和島市津島町近家甲253
"	魚崎泰郎	宇和島市津島町北灘乙1912
監事	山下保志	宇和島市下波3755
"	梅村健則	宇和島市津島町近家甲209-18

公 告

○公 告

登録販売者試験の実施について

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第36条の8第1項の規定により、令和2年登録販売者試験を次のとおり実施する。

令和2年6月16日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 試験の日時

令和2年10月22日（木）午前10時30分

2 試験の場所

次に掲げる会場とし、受験申込者には受験票により通知する。
ただし、受験申込者が多数の場合は、他の会場においても実施することがある。

- (1) 愛媛県庁 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2
- (2) 愛媛県薬剤師会館 愛媛県松山市三番町七丁目6番地9
- (3) 松山市教育研修センター 愛媛県松山市文京町2番地1

3 受験申請書の提出期間

令和2年7月13日（月）から28日（火）まで

4 受験申請書の提出先

住所地为管轄する保健所（松山市の区域にあつては、中予保健所）とする。

○公 告

職業訓練指導員試験の実施について

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第30条の規定に基づき、職業訓練指導員試験を次のとおり実施する。

令和2年6月16日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 試験を実施する職種

- (1) 実技試験を実施する職種
織機調整科
- (2) 学科試験（関連学科及び指導方法）を実施する職種
機械科、和裁科、木工科、配管科及び織機調整科
- (3) 学科試験（指導方法）を実施する職種
職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）別表第11に掲げる全職種（(2)に掲げる職種を除く。）

2 試験の実施期日

- (1) 実技試験（織機調整科のみ）
令和2年10月1日（木）、2日（金）又は9日（金）8：30～17：15
（日時は、受験者の申込状況によって決定する。）
- (2) 学科試験
令和2年10月3日（土）10：00～15：15

3 試験の実施場所

- (1) 実技試験（織機調整科のみ）
今治市桜井団地四丁目1番地の1
愛媛中央産業技術専門校
- (2) 学科試験
松山市久米窪田町337番地1
テクノプラザ愛媛

4 受験申請書の提出期間

令和2年6月17日（水）から7月7日（火）までとする。

ただし、郵送による場合は、同日までの消印のあるものは、受け付ける。

5 受験申請書の提出先

松山市一番町4丁目4番地2

愛媛県経済労働部産業雇用局労政雇用課

6 合格発表

令和2年10月中旬に愛媛県庁前掲示板に掲示するほか、合格した者に通知する。

7 その他

(1) 受験手続の詳細を記載した受験案内及び受験申請書は、労政雇用課において交付する。

なお、郵送を希望する者は、宛先を明記し、120円分の郵便切手を貼った返信用封筒を同封の上、労政雇用課へ申し込むこと。

(2) この試験についての問合せは、労政雇用課職業能力開発グループ（電話（089）912-2504）にすること。